

西部クリーンセンターごみ処理残灰運搬の業務委託について

標記件名について、下記の条件付き一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年2月20日

つがる西北五広域連合長 佐々木 孝 昌

記

1 競争入札に付する業務

- (1) 業務名 ごみ処理残灰運搬業務
- (2) 業務場所 西部クリーンセンター（つがる市稻垣町繁田白旗 地内）
- (3) 業務期限 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
- (4) 業務概要 西部クリーンセンターから排出されるごみ処理残灰（主灰及び飛灰）の運搬
- (5) 予定価格 公表しない。
- (6) 発注担当課 環境政策課 西部クリーンセンター
- (7) 入札書の提出方法 直接持参の方法による
(入札書は所定の日時・場所へ参集の上、投函すること。)

2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たし、あらかじめ五所川原市長、つがる市長、鯵ヶ沢町長、深浦町長、鶴田町長、中泊町長（以下「関係市町長」という。）いずれかの審査を受け入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) つがる西北五広域連合契約事務規則第2条により準用する五所川原市契約事務規則（平成17年規則第53号。以下「契約事務規則」という。）第2条に規定する一般競争入札に参加させない者でないこと。
- (3) 関係市町長いずれかから指名停止の措置を受けた場合、その期間が本公告の日から入札の日までにないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあっては、裁判所からの更正又は再生手続開始決定がなされ、決定後の建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定による経営事項審査を受けていること。
- (5) 五所川原市、つがる市、鯵ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町（以下「関係市町」という。）のいずれかに本店、支店または営業所を有すること。
- (6) いずれかの関係市町の令和7年度入札参加資格者名簿（委託部門）に登載されている者のうち、「一般廃棄物収集・運搬」又は「産業廃棄物収集・運搬」に登録がある者。
- (7) 以下の要件をすべて満たす車両を保有している者

運搬車両は、最大積載量3.5t以上6t以下の深ダンプ(深型荷台)とし、荷台のアオリ高さが800mm以上とする。

ごみ処理残灰の運搬時は、荷台開口部をシート等で全面に覆い飛散防止を行うこと。シート等の開閉・脱着の方式は問わないが、走行時に風圧等によりめくれ又は隙間が生じないよう確実に固定すること。

なお、受入供給設備の開口部の寸法・配置等に適合し、支障なく進入及びごみ処理残灰の積み込みが可能な車両を使用すること。

ア 全幅2,500mm以内

イ 全高2,850mm以内（ただし、車両後部（テールゲート）の高さは地上から2,400mm以内）

ウ 車両総重量20,000kg以内

3 資格審査等

- (1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類を各1部提出し、入札参加資格を有することについて広域連合長の審査を受けること。

ア 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

- イ 運搬車両一覧表
 - ウ 自動車検査証の写し
 - エ 天蓋付きダンプ車であることを確認できる写真
 - オ 保険加入証明書の写し（自動車保険・賠償責任保険）
 - カ 誓約書
- (2) 提出方法 西部クリーンセンターへ持参すること。
- (3) 受付期間 令和8年2月24日（火）から令和8年3月10日（火）までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
- (4) 受付時間 平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。ただし、受付期間最終日の受付時間は午前9時から正午までとする。
- (5) 審査結果等
- ア 資格の審査結果については、申請者に対して令和8年3月11日以降にFAXにより通知する。
 - イ 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由に異議があるときは異議を申し立てることができる。
- (6) その他
- ア 書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
 - イ 提出された書類の差換え及び訂正は認められない。また、提出された書類の内容を聴取し別途関係書類の提出を求めることがある。
 - ウ 入札参加資格を有すると認められた者が、入札日までの間に次のいずれかに該当することとなったときは入札参加資格を喪失し、入札に参加することはできない。この場合、該当する者にその旨を通知する。
 - ① 入札参加資格の要件を欠いたとき。
 - ② 提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
 - ③ 入札に参加させることが、著しく不適当と認められるとき。
- 4 設計図書等（設計書、設計図、契約書案等）
- (1) 縦覧期間 公告の日から令和8年3月17日まで
- (2) 縦覧方法 つがる西北五広域連合ホームページ（<https://www.tsgren.jp/>）お知らせ一覧内
- (3) 設計図書等への質問回答
- ア 質問がある場合は、質問回答書に質問を記載し、あらかじめ西部クリーンセンターに電話連絡のうえ、令和8年3月13日までにFAXにより提出すること。
 - イ 質問者に対しては、速やかにFAXにより回答する。
- 5 入札の辞退
- (1) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を辞退する場合は、入札前日までに入札辞退届を提出すること。
- (2) 入札辞退届は広域連合のホームページから様式をダウンロードして作成し、西部クリーンセンターに持参すること。
- 6 入札方法等
- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 入札書は、広域連合のホームページから様式をダウンロードして作成すること。
- (3) 入札書は封筒に入れ、入札執行者の指示にしたがい提出すること。
- (4) 入札執行時刻に遅れた者は、入札に参加することができないので注意すること。
- (5) 代理人に入札させるときは、入札前に委任状（入札者及び代理人の使用印鑑が押印されたもの）を提出するとともに、入札書は代理人名義で作成し、代理人の使用印鑑を押印すること。
- (6) 入札書に記載する金額は、ごみ処理残灰運搬1t当たりの単価を記載すること。
- (7) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 契約事務規則第5条に規定する入札者心得書を遵守すること。
- (9) 入札執行回数は、予定価格を事前公表する場合は1回を限度とし、その他の場合は2回を限度とする。

- (10) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（地方自治法施行令第百六十七条の十第二項の規程により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は直ちに、再度の入札をすることができる。

7 入札の執行

- (1) 日時 令和8年3月17日 10時00分
(2) 場所 つがる市稻垣町繁田白旗11番地1 西部クリーンセンター 3階 会議室
(3) 同日に複数の入札を行う場合、入札執行者が入札順を定める。

8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
(2) 予定価格を事前公表する場合において、予定価格を超える金額の入札
(3) 入札者心得書及び本公告に示した条件等入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

- (1) 最低制限価格を設定する場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときはその者に代えて当該入札事務に係る広域連合職員がくじを引く。

10 契約の締結

- (1) 落札者は、速やかに西部クリーンセンターに赴き契約締結の手続きをとること。
(2) 落札者は、契約締結に際し、契約金額の100分の5以上の契約保証金の納付、又は契約保証金に代わる担保の提供をしなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは契約保証金の納付を免除する。
ア 保険会社との間に広域連合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したとき。
(3) 契約は、落札者が決定した日から7日以内に締結しなければならない。ただし、落札者から書面による契約締結延期の申出があり、広域連合長がそれを承認したときはこの限りでない。
(4) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しない場合には、指名停止の措置をとることがある。
(5) 契約締結前に、落札者がいずれかの関係市町の指名停止措置を受けた場合若しくは指名停止措置要件に該当する事実があったと認められる場合又は本公告の要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

11 その他

- (1) 本公告に関する問合せは、西部クリーンセンター 契約担当者まで電話により行うこと。
電話番号：0173-46-2141
(2) 入札参加資格審査申請書（添付書類を含む。）及び質問回答書等については、本公告に定められた方法以外の方法で提出されたものは受付しないので注意すること。